

平成30年度

社会福祉法人

池田市社会福祉協議会

事業計画

社会福祉法人 池田市社会福祉協議会

目 次

平成30年度 社会福祉法人池田市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 地域福祉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 在宅福祉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
5. その他の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

平成30年度 社会福祉法人池田市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

昨年6月に「改正社会福祉法」が公布されました。今回のポイントは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、すなわち、「地域共生社会」の実現を目指すための法改正ということです。各自治体が地域の実情に応じて創意工夫をこらして、2020年代初頭に「地域共生社会」の全面展開を行っていくこととなります。

これまで、われわれ社会福祉協議会が目指してきた理念が法制化され、時代に後押しされている今だからこそ、これまでの活動の真価が問われています。池田市社会福祉協議会においては、第4次地域福祉活動推進計画（i-プラン）の実施2年目となっており、これらのことを踏まえて地域住民、行政や関係機関・団体と協働しながら、「地域共生社会」をすすめていく具現化のひとつとして、昨年10月「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業を池田市から受託し、「地域共生社会」実現の取り組みをはじめています。

また、今年度も引き続き、地域福祉事業と在宅福祉事業を2本柱に、乳幼児から高齢者・障がい者まで幅広い市民のニーズに応えられるよう、地域の組織化と総合相談体制整備、質の高いサービスの提供と組織体制の強化へ努めてまいります。

さらに新しい事業として、平成29年度末に障がい者地域生活支援センター「ひだまり」を開設し、障がい者の相談に専門的に対応できる体制が整備され、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー等とも連携し、社協として、市民のあらゆる相談に総合的に対応することのできる体制を強化していきます。

2. 重点目標

- ◎ 「地域共生社会」実現に向けた各種の取り組みの推進
- ◎ 第4次池田市地域福祉活動推進計画の推進
- ◎ 小地域ネットワーク活動の活性化と関係団体との連携
- ◎ 障がい者地域生活支援センター「ひだまり」の円滑な運営
- ◎ 良質な介護サービスの提供と事業経営の効率化
- ◎ 経営基盤の安定と活動財源の確保
- ◎ 地域福祉の情報発信基地としての保健福祉総合センター体制整備

3. 地域福祉事業

1) 地区福祉委員会活動の推進

地区福祉委員会は、概ね小学校区単位に組織され、「福祉のまちづくり」のための様々な事業活動をより身近な地域単位で実践していきます。そして、地区福祉委員会が中心となって、小地域ネットワーク活動を展開し、支援が必要な人が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、住民と関係者が連携して見守り・援助活動を進めます。

① 地区福祉委員会活動の強化

- ・ 地区福祉委員長会議の開催（年6回）
- ・ 広報啓発活動の充実（各地区広報紙1回以上発行など）
- ・ 地区福祉委員研修会（1回）

② 小地域ネットワーク活動事業

- ・ ふれあいサロン・子育てサロンの全地区での定期的開催
- ・ 見守り声かけ活動等個別援助活動の全地区での実施
- ・ 「小ネットかわら版」、「サロンパンフレット」の発行（各1回）
- ・ 活動別交流会の開催
- ・ 小地域ネットワーク活動に関する研修会の開催（1回）
- ・ 小地域ネットワーク活動推進委員会の開催（1回）

2) ボランティアセンター事業

ボランティア活動に関心のある方、活動をはじめてみたい方、ボランティアの援助を必要とする方などの相談とボランティアの育成、活動支援を行います。

① ボランティアコーディネート

② 登録ボランティアグループ・個人ボランティア・ボランティア連絡

会への支援

- ・ 活動相談 ・ 会場・備品貸出 ・ 表彰推薦
- ・ 個人・登録ボランティア交流会の開催
- ③ 各種ボランティア講座の開催
 - ・ 手話（入門・基礎）・要約筆記・音訳ボランティア講座
 - ・ ボランティアきっかけ講座
 - ・ ボランティアステップアップ講座
 - ・ 新たなボランティア発掘のための講座実施検討
- ④ 広報啓発活動
 - ・ センター情報紙「ふれあい」の発行（年3回、市内全戸配布）
 - ・ センターホームページによる情報提供と広報活動
 - ・ 電子メールなどによるボランティア情報の提供
- ⑤ 施設への支援
 - ・ ボランティア情報提供
 - ・ 施設職員ボランティア交流会・研修会の開催
- ⑥ ボランティア保険取扱業務
- ⑦ 調査・研究活動
- ⑧ ボランティアセンター運営委員会の開催（2回）
- ⑨ 夏のボランティア体験プログラムの実施（7月～9月）

3) 有償協力員派遣事業(にじの会)

高齢者、障がい者などの利用会員に対し、協力会員が日常の家事援助などを行います。

- ① 利用・協力会員間の需給調整（目標年間活動回数 1,600回）
- ② 広報啓発活動の充実強化
 - ・ にじの会だよりの発行、パンフレット配布
- ③ 会員向け研修会・交流会の開催
 - ・ 家事援助活動の基本、福祉制度の研修、会員交流会等
- ④ 有償協力員運営委員会の開催（1回）

4) ファミリー・サポート・センター事業

支援の必要な育児中の依頼会員に対し、援助会員が子どもの預かりなどの支援を行います。

- ① 相互援助活動の調整（目標年間活動回数 1,500回）
- ② 育児支援のための講習会および会員交流会の開催
 - ・ 基礎講習会（年1回）
 - ・ 救命救急講習会（2回）

- ・ 会員交流会（１回）
- ③ 広報啓発活動
 - ・ FAMILY SUPPORT通信の発行（２回）
 - ・ パンフレットの配布（関係機関・団体および乳幼児健診で配布）
 - ・ 社協広報および市広報への情報提供
- ④ 新会員の増強（目標会員数 ９００人）
 - ・ 依頼会員 ６３０人
 - ・ 援助会員 ２００人
 - ・ 両方会員 ７０人

5) 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなど、自分で判断する能力が低下した方々への福祉サービス利用援助や日常の金銭管理などを行います。

- ① 福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの実施
- ② 広報啓発活動の実施
 - ・ 関係機関・団体への情報提供
- ③ 成年後見制度の利用支援
- ④ 権利擁護センター設立についての検討

6) 福祉教育の推進

- ① 小・中・高校等の福祉教育への支援
 - ・ 授業の内容相談
 - ・ 福祉授業講師の調整
 - ・ 車いす・点字板等の福祉機器貸出
- ② 福祉教育実践者の育成
 - ・ 教職員福祉教育研修会の開催

7) コミュニティソーシャルワーカー配置事業の実施

身近な地域において、既存の資源を活用して、支援を必要としている高齢者、障がい者、子育て中の親などに対する「見守り、発見、相談、サービスへのつなぎ」などを行います。

- ① CSWを４圏域に配置（４人）

- ② セーフティネット体制づくり
- ③ 要援護者等に対する見守り・相談
- ④ 地域福祉の計画的な推進
- ⑤ コミュニティソーシャルワーカー連絡会の定期開催

8) 当事者組織の支援

当事者組織活動支援についての調査研究

9) 福祉貸付金取扱い

低所得者、高齢者、障がい者、失業者などの世帯が自立した生活を送るために、資金貸付の窓口を行います。

- ・ 大阪府生活福祉資金の取扱い

10) 関係機関・団体・施設とのネットワークづくり

- ・ 池田市社会福祉施設連絡会の活動支援

11) 第4次池田市地域福祉活動推進計画の推進

- ・ 計画の推進と進捗管理
- ・ 地区活動計画の推進

12) 災害時の体制整備

- ・ 社協災害時対応の充実
- ・ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

13) 生活支援体制整備事業

- ① 池田市地域支え合い推進協議体委員会（第1層協議体）の開催
- ② 第2層地域支え合い推進協議体委員会の設置・運営の支援
- ③ 地域ニーズの把握と地域資源の創出

14) 我が事・丸ごとの地域づくり推進事業

- ① 多機関の協働による包括的支援体制の構築
 - ・ 多職種・多機関の相談支援機関のネットワーク化を推進
- ② 地域力強化の推進
 - ・ 他人事を「我が事」にかえていく働きかけ
 - ・ 地域の課題を「丸ごと」受け止める関係者のネットワーク化

4. 在宅福祉事業

高齢者や障がい者が、長年住みなれた地域社会で生活できるよう、池田市より受託している在宅福祉サービスや池田市社協の運営する介護保険事業や障がい者の総合支援事業などの在宅介護サービスをきめ細やかに提供することにより、安心して暮らせるよう支援します。また、社協として公的なサービス（介護保険・障がい者の総合支援）に取り組む事で、個別支援と地域支援の相乗効果を生み出し、多様な展開が期待できます。

1) 保健福祉事業

① 意思疎通支援事業

聴覚や音声・言語機能に障がいのある方で、公共機関に行くなどの日常生活のうえで必要な外出や、講演会や研修会などの各種行事に参加する場合に専門職のコーディネーターが相談を受け、手話通訳者や筆記通訳者を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。

派遣回数	320回	手話通訳	160回
		筆記通訳	160回

② 紙おむつ給付事業

在宅で常時紙おむつを使用されている高齢者に紙おむつの給付券を支給し、経済的な負担を軽減します。

対象	対象者数	延人数
高齢者	65人	780人

③ 介護保険・障がい者総合支援以外のホームヘルパー派遣事業

地域で暮らし、介護保険・障がい者総合支援等の制度になじまない支援を必要とする方にホームヘルパーを派遣します。

名称	対象者数	派遣延回数
さわやかホームサービス	5人	100回

2)介護保険事業

① 地域包括支援センター事業

高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活が出来るよう、介護保険マネジメント業務、権利擁護業務、総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び指定介護予防支援業務を行います。

また、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備が図られるよう、多職種連携や地域住民の協力のもと、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

名 称	対象者数	利用延件数
介護予防支援	122人	1,369件
介護予防ケアマネジメント	128人	1,431件
合 計	250人	2,800件

名 称	利用延件数
総合相談	550件

② 居宅介護支援事業（ケアマネジャーによるケアプラン作成）

③ 訪問介護事業（ホームヘルパーの派遣）

居宅介護支援事業（ケアプランの作成）と訪問介護事業（ホームヘルパーの派遣）については、法令遵守、良質な介護サービスの提供及び事業経営の効率化を心がけ、引き続き在宅福祉の向上に努めます。

◎居宅介護支援事業（ケアプランの作成）

名 称	対象者数	利用延件数
ケアプラン作成	55人	540件
介護予防支援	13人	156件
介護予防ケアマネジメント	7人	84件

名 称	対象者数
介護認定調査	24人

◎訪問介護事業（ホームヘルパーの派遣）

名 称	対象者数	利用延回数
訪 問 介 護	35人	3,820回
訪問型サービス	40人	2,680回
合 計	75人	6,500回

3)障がい者総合支援事業

（障がい者地域生活支援センター事業）

① 池田市障がい者地域生活支援センター

障害のある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供や支援、虐待防止、権利擁護のための必要な支援を専門的、総合的に行います。

② 特定計画相談支援事業

障がいのある方々からの相談を受けて、日常生活での問題解決や福祉サービスを適切に利用する計画を作成し、継続的に支援、モニタリング（状況確認）を行い、市、事業所等との連絡調整を行います。

（ホームヘルパー等の派遣事業）

身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者（児）及び難病の方々が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、池田市、池田保健所及び民間事業所等の各機関と連携し、総合支援法によるホームヘルパー、ガイドヘルパー派遣を通して日常生活の支援や社会参加の促進等一層の自立支援に努めます。

① 居宅介護（ホームヘルパー派遣）

② 同行援護（ガイドヘルパー派遣）

③ 移動支援（ガイドヘルパー派遣）

名 称	対象者数	利用延回数
居 宅 介 護	48人	5,100回
同 行 援 護	13人	1,500回
移 動 支 援	10人	280回
合 計	71人	6,880回

5. その他の活動等

1) 広報啓発活動

- ① 広報紙「いけだの社協」発行（年4回、市内全戸配布）
 - ・ 広報委員会による紙面づくり
- ② ホームページによる情報提供
- ③ 市広報への広報依頼

2) 自主財源の確保

- ① 会員会費の増強による自主財源の確保
（目標金額 6,730,000円）
- ② バザーの実施
（1回開催 売上目標 1,292,000円）
- ③ 収益事業「喫茶パーラーいけだ」の収益性向上
 - ・ より一層のサービスの質の向上
 - ・ 「喫茶パーラーいけだ」のPR増強
 - ・ 消費税増税に向けての対応
- ④ 寄附金の確保
 - ・ 税額控除団体として承認されたことを引き続きPRし寄附金の確保に努めます。

3) 各種団体との連携強化

- ① 池田地区募金会（共同募金、歳末たすけあい募金）
- ② 日本赤十字社大阪府支部池田市地区、池田市赤十字奉仕団
- ③ 池田市献血推進協議会

4) 地域福祉の情報発信基地としての保健福祉総合センター体制整備

平成29年4月より、池田市保健福祉総合センターの指定管理者に指定されました。それに伴い、今まで以上に誰もが安心して利用できる地域福祉活動の拠点となるよう、地域住民がお互い認め合い、つながり、支えあうことができる、地域に開かれ、賑わいのある事業運営に努めるとともに、講習会の実施等、来館者増員ための取り組みを行います。また、管理運営マニュアルの改訂等によりセンターの管理運営のさらなる強化に努めます。